

別記様式(第 11 条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和 3 年 8 月 2 日 (月) 午後 7 時 3 0 分から
午後 8 時 3 0 分まで
- 3 開催場所 役場本庁舎 1 階会議室
- 4 出席者数
 - (1) 委員 11 名 (欠席者 1 名)
 - (2) 執行機関 5 名
 - (3) その他 0 名
- 5 議題
 - (1) 令和 2 年度 国民健康保険特別会計決算状況の報告について
 - (2) 第 2 期国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画) の進捗状況
および中間報告について
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について
 - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健
康保険税の減免について
 - (5) その他
- 6 会議資料の名称
 - 資料 1 令和 2 年度 国民健康保険特別会計決算書
 - 資料 2 令和 2 年度 国民健康保険特別会計 (決算説明資料)
 - 資料 3 第 2 期データヘルス計画 令和 2 年度保健事業進捗状況
 - 資料 4 第 2 期 富士川町 国民健康保険 保健事業実施計画 (データヘル
ス計画) (平成 3 0 年度～令和 5 年度) 中間評価 (案)
 - 資料 4 - 1 第 2 期 富士川町 国民健康保険 保健事業実施計画 (データ
ヘルス計画) (平成 3 0 年度～令和 5 年度) 中間評価 (案) 関
連資料
 - 資料 5 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について

- 資料6 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税減免について
- 資料7 令和3年度の被保険者証について
- 資料8 マイナンバーカードの保険証利用について
- 資料9 やまなしデータ de ヘルス事業について

7 発言の内容 別紙のとおり

別紙

1. 開会
 - 事務局 協議会規則第8条により委員の2分の1以上の出席により富士川町国民健康保険運営協議会を開催する。
2. 委嘱状交付
 - 事務局 机上にて交付
3. 委員および担当職員の紹介
 - 委員、事務局 委員および事務局員が自己紹介を行う。
4. 会長あいさつ
 - 会長 あいさつがなされる。
5. 議事録署名委員の指名
 - 事務局 協議会規則第11条により会長から2名指名する。
 - 会長 二号委員より澁谷貴委員、初鹿義和委員を指名する。
6. 議事
 - 事務局 協議会規則第6条により会長が議長を務める。
 - 議長 1) 令和2年度 国民健康保険特別会計決算状況の報告について事務局に説明を求める。
 - 事務局 資料1「令和2年度 国民健康保険特別会計決算書」、資料2「令

和2年度 国民健康保険特別会計（決算説明資料）」を使い説明を行う。

(主な説明)

資料1の令和2年度末現在の被保険者の状況について、国保加入者は町全世帯の33%にあたる2,046世帯、町民全体の22%の3,209人が加入しており、平均年齢は55.8歳である。令和元年度末では、2,014世帯、3,217人加入しており、平均年齢は55.0歳のため、加入者はほぼ横ばい、平均年齢は少しずつ上昇している状況となっている。

歳入、1款保険税について、合計369,829,014円、収納率86.70%、前年度比1.29ポイント増となっている。内訳は現年度である令和2年度分の収納率は97.34%、前年比1.18ポイント増、滞納繰越分の収納率は17.94%、前年比0.19ポイント増である。滞納額は56,734,369円、不能欠損額は44人分で6,106,622円である。昨年度より収納率が上がった要因として、今年5月の出納閉鎖前に税務課徴収担当と協力し訪問徴収を行ったことが、納付につながったと考えられる。

5款県支出金について、保険給付費等交付金が956,817,426円。これは歳出の2款保険給付費に充てられる財源である。

7款繰入金について、一般会計から国保会計に繰り入れているもので、合計129,683,863円。主な内容は職員給与費と、保険基盤安定とある、低所得者の保険税の軽減の補填分として国・県・町から規定に沿って繰り入れているもの。

8款繰越金について、156,829,456円で前年度からの繰越金である。

以上、歳入合計は1,650,134,267円である。

次に歳出の説明。1款総務費は合計14,435,451円。主な内容は、担当職員の人件費、電算処理委託費、郵便料などの事務費である。

2款保険給付費だが、医療費にあたる部分が954,569,008円。その他、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費等を合わせると保険給付費の合計は963,391,120円。資料2の比較の表と比べると、93,081,781円の減となっており、歳出合計の64%を占めている。昨年度は、コロナの影響で受診を控えたことによる医療費の減少が

考えられる。

3款国民健康保険納付金は、合計 435,939,768 円。給付金は、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付を求めるものである。

5款保健事業費について、特定健康診査等事業費 9,988,891 円だが、この中には人間ドックの補助金 39 人分の 312,000 円を含んでいる。助成制度は、令和元年度から行っており、ご自身で人間ドックを受診している方が健診結果を提出していただくことで、8,000 円の補助が出るものであり、令和元年度は 28 件、昨年度は 39 件の申請があった。今年度はすでに 24 件の申請があり、制度が少しずつ浸透してきたと思われる。健診結果を提出していただくことで、この次の議題で説明する特定健診の受診率に反映させている。

6款財政調整基金積立金の 50,000,000 円について、積立を行った。積立金合計は総額で 160,011,000 円となっている。

7款公債費 14,000,000 円は、平成 27 年度に町から 20,000,000 円借りていた分を全額返済したものである。

以上、令和 2 年度の歳出額は 1,504,481,263 円である。歳入歳出の差引額は 145,653,004 円となり、すでに令和 3 年度会計に繰り越している。

(以上、主な説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見、質問なし。

議長 令和 2 年度の予算書を確認したが、資料 1 に非常に近い数字となっていた。よく合わせたんだなと感じた。また、滞納分が訪問徴収によって収納率がよくなって良かった。他に質問等ないか。意見等がないので承認とする。

議長 2) 第 2 期国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)の進捗状況および中間報告について、事務局に説明を求める。

事務局 資料 3 「第 2 期データヘルス計画 令和 2 年度保健事業進捗状況」

「第2期 富士川町 国民健康保険 保険事業実施計画（データヘルス計画）（平成30年度～令和5年度）中間評価（案）」を使い説明を行う。

（主な説明）

資料4の1 データヘルス計画について、富士川町の国民健康保険被保険者について、どのような疾病に医療費が多くかかっているか、健診の受診率は上がっているか、メタボリックシンドローム予備軍などが増えていないかなど、健康・医療情報の収集・分析に基づいて保健事業を効率的、効果的に実施するために策定された事業計画である。第2期データヘルス計画の期間は平成30年度から令和5年度の6年間であり、今回は令和2年度末を計画の中間として中間評価を行っている。計画と中間評価は町のホームページ等に掲載し、多くの被保険者の周知に努めたいと思っている。

2ページから37ページは国民健康保険被保険者についての現状分析を行っている。16ページの3. 医療費等の分析について、疾病分類別医療費に占める割合【外来】〈令和元年度〉だが、令和元年度の現状分析として最も多い割合を占めているのが尿路性器の中の腎不全で15.3%である。関連して、3位内分泌の8.6%を占めている糖尿病がある。糖尿病は、腎機能が低下し腎不全などとなる可能性が高い疾病であり、糖尿病の予防は医療費の適正化に向けて最重要課題と思われる。

18ページの4. 生活習慣病の状況について、令和元年度にかかった医療費について山梨県と比較している表である。男性について、外来でレセプト件数が多い疾病が糖尿病、高血圧症であり、富士川町ではレセプト件数が特に多い疾病である。20ページの女性についても同様に、外来の糖尿病と高血圧症が主にレセプトの件数が多くなっている。糖尿病は特に多く、県よりも疾病の医療費がかかっている。以上の現状分析を踏まえ、今回中間評価を行った。

資料4-1は中間評価の関連資料であり、事業評価の考え方である。1. ストラクチャーは構造であり、保健事業を実施するための仕組みや体制の評価。2. プロセスは過程であり、事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況の評価。3. アウトプットは事業実施量であり、目標・目的の達成のために行われる事業の結果を評価。4. アウトカムが結果であり、事業の目的や目標の達

成度、また結果の数値目標を評価している。

資料4、38ページのⅢ中間評価のうち、1. 特定健診について、特定健診受診率の向上が事業目的であり、生活習慣病の早期発見に結びつけ、町民の健康を守り、医療費の削減を目指すことを目的としている。39ページの4. 評価のアウトプットに関しては、令和元年度は受診率が58.6%であり、目標を達成している。人間ドックの助成金も大きく影響しているのではないかと思われる。資料3では令和元年度の実績、確定値を載せている。がん検診と同時実施をし、全20日間のうち土日の実施日を5日間設け、受診しやすいようにした。課題として、休日開催もしているが、40代50代の働き盛り世代の受診率が低い傾向にある。

資料4、40ページの2. がん検診について、がん検診の受診促進対策として、がんの早期発見とがんによる死亡率や罹患率の低下を図ることを目的としている。41ページの4. 評価のアウトプットに関して、胃がんから乳がんまで受診率を記載しており、精密検査の受診率は資料3に記載している。がん検診の受診率のうち、特に胃がんの割合が少なく、健診の受診率も伸び悩んでいるため、受診勧奨に力を入れていく必要があると考える。また、町の健診では胃がん検査がバリウムのみのため、胃カメラ検査も検討しているが、現段階では難しいところである。今後、胃カメラを選択できる人間ドックの補助金制度をオススメしていく。

資料4、42ページの3. 特定保健指導について、特定保健指導の対象者割合の減少及び保健指導終了率の向上として、保健指導により生活習慣病の発症を抑制し、医療費の削減を目的としている。43ページの4. 評価のアウトプットに関して、資料3に最新の数値を記載している。令和元年度の特定保健指導の完了率は53.8%であり、内訳は動機付け支援完了率が62.6%、積極的支援の完了率が27.8%である。特定保健指導の終了率は増加傾向だが、実施者数も増加している。対象者数も微増傾向であり、何年も継続して指導対象となる被保険者も多く、毎年保健指導の対象とならないような指導と、保健指導となる前の健康意識の向上を図ることが今後の課題である。

資料4、44ページの4. 健康教室（運動）について、生活習慣病発症の予防と重症化の予防として、運動教室に参加することによ

り運動の習慣性を理解し、運動開始・継続のきっかけ作りを行い、生活習慣病の予防と重症化を防ぐことを事業目的としている。45ページの4. 評価のアウトプットについて、令和元年度の実績は、3種類の教室を行い、それぞれ定員の69%、53%、76%の出席率である。資料3は令和2年度の実績を載せている。ヘルスアップ教室、ヨガ・ストレッチ教室、男性の運動教室を開催し、それぞれ定員の80%、73%、89%の出席率であった。運動教室の課題は、男性の参加者が少ない点である。男性の働き盛りの世代が参加しやすい日程の検討や、PR方法の検討の点から、今年度は町のLINEを使った呼びかけの実施を考えている。

資料4、46ページの5. 健康教室（栄養）について、前項同様、生活習慣病予防を目的としている。47ページの4. 評価のアウトプットについて、令和元年度は食べて健康的に痩せる、血管アンチエイジングの2つの教室を行い、それぞれ67%の出席者であった。資料3には令和2年度の参加者数を記載している。管理栄養士による栄養相談を年11回実施し、管理栄養士による栄養教室を1回開催している。定員15名のうち参加人数は4名であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調理実習を行わなかったことも要因の一つではないかと聞いている。今後は、新型コロナウイルス感染症の対策を取りつつ、生活習慣の改善や意識改革を図ることのできる教室の検討が必要であると考えている。また、先ほどの分析より、慢性腎臓病に関わる医療費が高い傾向にあるため、そちらの予防を念頭に置いた教室の継続をしていきたいと考えている。

資料4、48ページの6. 健康教室（禁煙）について、生活習慣病の発症の予防と重症化の予防を目的としている。令和元年度の実績は、小学生や高校生に向けて禁煙教室を実施している。令和2年度は資料3に記載しており、防煙教室として増穂南小学校と鯉沢小学校にて、それぞれ実施している。課題として、成人する前からたばこの健康被害について学び、意識付けすることはできているが、成人の喫煙率は以前横ばいとなっているため、今後も禁煙教室を行っていく必要があると考えている。

資料4、50ページの7. ジェネリック医薬品利用促進事業について、ジェネリック医薬品の普及により医療費の削減を図ることを目的としている。51ページの4. 評価のアウトプットについて、

ジェネリック医薬品にまだ切り替わっていない世帯に差額通知書を出しており、その差額通知書を出したことによって切り替わった率を、ジェネリック医薬品への切替え率として載せている。厚労省のホームページに市町村ごとにジェネリック医薬品の切替え率、全体の切替え率が掲載されており、富士川町は昨年9月診療分で78.7%がジェネリックに切り替わっている。県では79.1%、全国では78.2%であった。今後の保健事業として、現在は町内小中学生に県のパンフレット「おしえてジェネリック医薬品」を配布している。令和2年5月には中学1、2、3年生から保護者に伝えるよう、配布をしている。今年度も新中学1年生に冊子を配布し、ジェネリック医薬品の啓発活動を進めている。また、資料7について、8月1日から使える新しい保険証を被保険者に簡易書留で郵送したが、今年から右下に小さくジェネリック医薬品希望の表記が印字された保険証となっているため、こちらの効果として来年更にジェネリック医薬品の普及率が上がっていくのではないかと想定している。

(以上、説明とする。)

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 日本はいい国だと思います。普通自分でやることを行政の方でやっているのはそうは無いんじゃないのかなと思います。ジェネリックもそうですが、皆さんで利用していただいて、健康になることが大事かなと思います。
意見等がないので承認とする。

議長 3) 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について事務局に説明を求める。

事務局 資料5「新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について」を使い説明を行う。

(主な説明)

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等（被用者とは給与の支払いを受けている人）の傷病手当金について、国による財政支援の対象となることから、富士川町でも令和2年4月に国民健康保険条例の一部を改正し、傷病手当金を支給することとしている。現在は令和3年9月30日までとなっているが、期間は3ヶ月ごと延長されているため、いずれ延長されるかと思われる。富士川町では今まで2件の申請があった。2. 支給期間は、労務に服することができなかつた日から起算して3日を経過した、3日間は待機として4日目から計算する。労務に服することができなかつた期間のうち、収入が予定されていた日に対して傷病手当金が支給される。支給額は直近3ヶ月の給与収入の合計額を平均を出し、2/3を掛けた金額に日数を掛けて計算する。

（以上、説明とする）

- 議長 各委員に意見、質問を求める。
現在2件とあるが、執行されているのか。
- 事務局 執行済である。
- 議長 この制度は申請を出さないと適用にならないのか。
- 事務局 事務局では誰が感染したか分からない。本人から申請がないと感染が分からないため申請が必要。
- 各委員 意見等なし。
- 議長 意見等がないので承認とする。
- 議長 4) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について事務局に説明を求める。
- 事務局 資料6「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について」を使い説明を行う。
(主な説明)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税については、国による財政支援の対象となることから、富士川町でも昨年に引き続き「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る富士川町国民健康保険税減免取扱要綱」を制定し、対応している。対象となるのは、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯である。要件は（１）から（３）のすべてを満たす必要がある。

３．実績数は平成３１年、令和２年度は減免件数が２９件、減免額が５,３６９,４００円。令和３年度の実績数は７月２６日現在の数字であり、現在は申請２件の決裁が下りたため、現時点で減免件数は３件、減免額は３７７,３００円である。国民健康保険の被保険者には、新型コロナウイルス減免のお知らせを郵送した。

（以上、説明とする）

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 意見等がないので承認とする。

議長 ５）その他について、事務局に説明を求める。

事務局 資料７「令和３年度の被保険者証について」を使い説明を行った。
(主な説明)

先日８月１日から使える保険証を各世帯に送付した。これまでの保険証との変更点が２つある。

１つ目はこれまで７０歳以上に発行していた高齢受給者証と保険証が資料の図のように１枚になった。これまでは高齢受給者証に

「一部負担金の割合」が記載されていたが、８月１日からは保険証の右側に「負担割合」が記載されるようになった。今までは受診の際に高齢受給者証と保険証の２枚を提示していたが、今後は保険証１枚で受診できるようになった。

2つ目は保険証に枝番が記載されるようになった。今までは国保加入者の情報を世帯単位で管理していたが、オンライン資格確認が開始させることに伴い、加入者の情報を個人単位で管理する必要がある。そのため、保険証の右側に2桁の枝番が記載されている。枝番記載によって皆様への影響等は特にない。

事務局 資料8「マイナンバーカードの保険証利用について」を使い説明を行う。

(主な説明)

マイナンバーカードで病院受診ができるようになっている。利用には自身による申し込みが必要であり、マイナンバーカードと暗証番号を用意しマイナポータルアプリから申し込むことができる。マイナンバーカードの保険証利用のメリットは、マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報、医療費通知情報を見ることができる、役場窓口での限度額適用認定証等の申請手続きが不要となるなどである。

今後のスケジュールは、現在は3月から順次、医療機関や薬局でマイナンバーカードの健康保険証利用が可能となっている。10月からは本格運用が開始し、マイナポータルで薬剤情報が見られるようになり、11月からは医療費通知の情報が見られるようになる予定である。2021年分の確定申告から、医療費控除の手続きがマイナポータルを通じてできるようになる予定である。

事務局 資料9「やまなしデータ de ヘルス事業について」を使い説明を行う。

(主な説明)

山梨県では令和2年度から山梨県内の国民健康保険加入者の19歳から74歳を対象に、健康づくりを推進するため、やまなしデータ de ヘルス事業を行っている。アプリを登録することで、歩数の記録や健康づくりに向けた情報が発信されることにより、健康に関心を持ち行動が変わることで医療費の適正化を推進している。現在は先着でクオカードペイ500円分がもらえるキャンペーンを行っているため、国民健康保険加入の皆様については登録して情報をご覧いただきたい。

議長 各委員に意見、質問を求める。

委員 保険証の枝番について、世帯主が1番、家族が2番と決まっているのか。

事務局 1番が世帯主とは決まってない。

委員 番号を見て何かが分かるということではないのか。

事務局 番号だけでは分からない。

議長 他に意見がないか。

議長 意見等がないのですべての議事を承認とし議事を終了する。

議長 以上、議事を終了したので、議長の職を解く。

7. 閉会

副会長 あいさつがなされる。